

平成17年4月1日

厚生労働大臣
尾辻秀久 殿

地方六団体

全国知事会会長	麻生	渡
全国都道府県議会議長会会長職務代理者	島田	明
全国市長会会長	山出	保
全国市議会議長会会長代行	垣下	文正
全国町村会会長	山本	文男
全国町村議会議長会会長	中川	圭一

生活保護費及び児童扶養手当に関する協議機関の設置について
(申し入れ)

昨年11月26日の「三位一体の改革について」(政府・与党合意)において、地方六団体の改革案で移譲対象補助金から除外すべきものとした生活保護及び児童扶養手当に関する負担金について、一方的に「平成17年中に検討を行い、結論を得る」、「補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成17年秋までに結論を得て、平成18年度から実施する」とされた。

このため、我々地方六団体は、昨年12月24日開催された第8回「国と地方の協議の場」において、「国の法定受託事務の補助率引き下げは断じて許されず、これを前提とするような協議には応じられない」、「現行の国庫負担率は平成元年の法律の国会審議において、恒久化するという事で可決成立している」ものであることの申し入れを行った。

その後、この申し入れに対し貴省から、生活保護費国庫負担率の引き下げを前提とするものではない旨の説明があったが、協議機関の設置に関し協議する前提として、下記事項を確認されたく申し入れます。

記

1. 設置する国と地方の協議機関においては、国庫負担率の引き下げを前提とするのではなく、本年2月15日の衆議院本会議での内閣総理大臣答弁にあるように、生活保護制度や児童扶養手当制度のあり方について幅広く議論を行うものであること。
2. 協議機関の構成委員と運営については地方六団体の意見を反映したものとすること。